

国の施策等に関する提案・要望

令和2年7月

群馬県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、地方創生の実現に向けた取組のほか、今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に注力いただいていることに感謝申し上げます。

本県では、「災害に強く、安心な暮らしと安定した経済活動の実現」「群馬県の魅力とブランド、ライフスタイルの構築と発信」「共創とデータ活用による新しいリソースの創出」「財政の健全性の確保」の4本の柱に沿って、県民の幸福度を向上させ、更に輝く「新・群馬」の創造に向けて、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

また、新型コロナウイルス感染症の第二波・第三波への備えや、新しい生活様式に則った取組など、今後とも国と連携した対応を進めて参ります。

この提案・要望は、県政の推進にあたり、本県が課題と考える事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、令和3年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

群馬県知事

山本 一太

目 次

■ 地方行政・地域創生

- 1 地方財政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 警察活動における人的基盤の整備について・・・・・・・・・・ 3
- 3 外国人材の活躍促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について・・・・・ 6
- 5 国民スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について・・・・・ 7
- 6 舞台芸術創造活動活性化事業の充実について・・・・・・・・・・ 8
- 7 東京2020オリンピック聖火リレーの実施について・・・・・・・・ 9

■ 生活・こども

- 8 私立高等学校等就学支援金の一層の充実について・・・・・・・・ 10
- 9 再犯防止推進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 10 消費者行政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 11 子ども・子育て支援新制度等の推進について・・・・・・・・・・ 13
- 12 子育て支援パスポート事業全国共通展開について・・・・・・・・ 14
- 13 家庭養育の推進について
(代替養育を必要とする児童に係る指標の設定)・・・・・・・・ 15
- 14 結婚・子育てに係る経済的負担の軽減について・・・・・・・・ 16
- 15 自画撮り被害防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■ 健康・福祉

- 16 医師の偏在解消に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 17 介護人材確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 18 認知症施策の加速的な推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 19 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について・・・・・ 21
- 20 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について・・・・・ 22
- 21 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について・・ 23
- 22 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について 24

- 23 国民健康保険の保険税率統一に向けた取組について・・・25
- 24 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について・・・26

■ 環境森林

- 25 山地災害の事前防災・減災対策の充実・強化について・・・27
- 26 再生可能エネルギーの普及拡大と自立・分散型エネルギーシステムの構築推進について・・・28
- 27 温暖化対策における地域気候変動センターの設置について・・・29
- 28 プラスチックごみ削減について・・・30
- 29 食品ロス対策の支援について・・・31
- 30 水素社会の実現について・・・32
- 31 P C B廃棄物等の処理支援について・・・33
- 32 県産木材の需要拡大について・・・34

■ 農政

- 33 C S F（豚熱）ワクチン接種について・・・35
- 34 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について・・・36
- 35 外国人技能実習制度における、一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について・・・37
- 36 野生鳥獣被害対策の取組強化について・・・38
- 37 農地中間管理事業について・・・39
- 38 施設園芸等を行う担い手への支援策について・・・40
- 39 機構集積協力金交付事業について・・・41
- 40 農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業）について・・・42
- 41 米麦共同乾燥調製（貯蔵）施設の長寿命化に対する支援について・・・43
- 42 普及事業の取組強化について・・・44
- 43 こんにゃく需要拡大のための総合対策について・・・45
- 44 蚕糸業の維持継承に向けた取組について・・・46
- 45 内水面養殖業者に対する災害対策支援の拡充について・・・47
- 46 農地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）の強化について・・・48

| | | |
|----|---|----|
| 47 | 水田農業の担い手の経営安定について | 49 |
| 48 | 農業農村整備事業の推進について | 50 |
| 49 | ため池の防災・減災対策の推進について | 51 |
| 50 | 令和2年度補正予算「高収益作物次期作支援交付金」に係る観光農園 に対する交付単価について | 52 |

■ 産業経済

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 51 | 企業の防災・減災対策に係る支援措置の充実について | 53 |
| 52 | 地域や時代のニーズに応じた産業人材育成に係る財政的支援の充実について | 54 |
| 53 | 地域未来投資促進法に基づく支援制度の延長について | 55 |
| 54 | 若者就職支援事業に係る恒久財源の確保について | 56 |
| 55 | 観光需要喚起について | 57 |
| 56 | 新型コロナウイルス感染症対策の制度融資について | 58 |

■ 県土整備

| | | |
|----|--|----|
| 57 | 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向けた防災・減災対策の推進について | 59 |
| 58 | 上信自動車道の早期完成及び八ッ場ダムを活用した「水源地域」と 「首都圏」の交流促進について | 62 |
| 59 | 地方鉄道の安全輸送に係る財源の確保について | 63 |
| 60 | 地域公共交通事業者への支援について | 64 |

■ 教育

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 61 | 教職員定数改善の促進について | 65 |
| 62 | 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の確立・運営について | 67 |
| 63 | 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について | 68 |
| 64 | 学校給食事業者に対する支援について | 69 |
| 65 | 高等学校卒業者の進学について | 71 |
| 66 | 関係機関が連携した自然体験活動の推進について | 72 |
| 67 | 外国人児童生徒への教育の充実について | 73 |
| 68 | 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について | 74 |

1 地方財政の充実・強化について

〔内閣官房、内閣府、財務省、総務省〕

人口減少が本格化する中で、引き続き国と地方が連携・協力して、地方創生の推進に取り組む必要があります。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれるなど、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっています。

特に、今後数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減も予想されるなど、地方財政はますます厳しい状況が予想されます。そうした中で、地方公共団体は、感染拡大の第2波、第3波への備えや経済対策等を行っていかねばなりません。

については、これらの状況を踏まえ、地方公共団体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 令和3年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げ、一般財源総額を確保していただきたい。特に新型コロナウイルス感染症の対策として必要な財政需要については、包括支援交付金や臨時交付金等の枠組みを継続するなど、別枠で確実に確保されるようにしていただきたい。

あわせて、歳入についても、地方税等の減少が見込まれることを踏まえ、必要な交付税総額を確保していただきたい。

2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に廃止としていただきたい。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保していただきたい。

3 地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保していただきたい。

また、事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じていただきたい。

(総務部)

2 警察活動における人的基盤の整備について

〔警察庁〕

刑法犯認知件数は、全国的にも本県においても減少を続けており、数字の上での治安は大きく改善しております。

一方で、本県における令和元年中の特殊詐欺認知件数は、263件と増加に転じたほか、被害総額も約6億426万円と増加し、高齢者を中心に一日当たり約165万円以上もの被害が生じているなど、いまだに深刻な情勢にあります。

そのため、被害者への広報啓発、金融機関等における水際防止対策等の抑止対策や、だまされた振り作戦、上位者への突き上げ捜査等の検挙対策のほか、事件の背後にいると思われる暴力団や準暴力団等の犯罪組織の弱体化に向けた取組を更に強化する必要があります。

また、サイバー空間が日常生活に不可欠な社会基盤として定着し、あらゆる犯罪に悪用され得るようになってきている中、本県においても令和元年中のサイバー犯罪に関する相談件数は、2,219件と、10年前の約2.2倍に増加しているなど、サイバー空間の脅威への対応の強化が求められています。

さらに、改正遺失物法の施行以降、施設占有者のコンプライアンスに対する意識の高まりなどから、警察における拾得物受理件数が年々増加の一途をたどっています。本県においても、令和元年中の拾得物受理件数は約14万件と、法改正前と比べて約5倍に増加しているなど県民の貴重な財産を適正管理するため、増加する遺失物事務への適切な対応が求められています。

今後も、更に複雑・多様化する治安情勢に迅速かつ的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保するため、警察職員の増員による人的基盤の整備を図っていただきたい。

(警察本部)

3 外国人材の活躍促進について

〔法務省、厚生労働省、農林水産省、観光庁〕

群馬県においては、「多文化共生・共創群馬モデル」をとりまとめ（令和2年1月）、外国人県民を本県経済に欠かせない存在として、また、地域とともに創っていく「仲間」としてとらえ、本県が持続的に発展していけるよう施策を推進しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の急速な悪化に伴い、現在、雇い止め等外国人の雇用環境が厳しくなっているものの、中長期的には、少子高齢化による生産年齢人口の減少など労働需給に関する構造的な課題は解消されず、外国人材が引き続き大きな役割を担うと見込まれています。

こうした中、外国人材の活躍促進のためには、本県の取組だけでなく、次の事項に係る国の手立てが欠かせず、特段の措置を講じていただきたい。

1 在留資格「特定技能」について

(1) 「特定技能」制度の活用について

技能実習生として活躍した外国人が、引き続き定着できる「特定技能」資格は、本県としても活用しようとする事業主を支援していきたいと考えているところ、必ずしもこの資格による在留外国人は増加していません。

このため、事業者や外国人材が活用しやすい制度となるよう、在留資格申請手続きの簡略化や迅速化、大都市圏等の特定の地域に集中しない措置、技能試験の迅速な実施など、適切な制度の運用や柔軟な対応を図っていただきたい。

(2) 宿泊業技能測定試験の実施について

本県には、日本の接客サービスを学ぶ専門学校があり、様々な国からの留学生が日本の旅館やホテルへの就職に向けて技能の習得に励んでおり、本県における宿泊業技能測定試験の受験を望む多くの声が上がっています。

このため、留学生等の増加が顕著な地方においても宿泊業技能測定試験を実施していただきたい。

2 介護報酬における技能実習生の取扱いについて

介護分野における技能実習生については、原則として実習開始から6か月を経過するまで、介護報酬上の配置基準の算定に含めることができないことから、技能実習生を受入れている事業者に経済的負担が生じています。このため、経済的負担の軽減に繋がる支援策を講じていただきたい。

3 農業分野における技能実習生の一時帰国について

高原野菜産地では冬に農作業ができないところ、技能実習2号計画に一時帰国を含めた計画が認められていないため、技能実習1号を修了してやむなく帰国する実習生が多く、十分な実習ができないという現状があります。

このため、高原野菜産地の収穫期を考慮し、一時帰国を含めた技能実習2号計画を容認していただきたい。

(地域創生部)

(健康福祉部)

(農政部)

(産業経済部)

4 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産です。

世界文化遺産に登録され、人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承していくため、多大な財政負担を要する構成資産の保存整備のほか、文化観光拠点施設としての機能を強化するため、世界的価値に関する調査研究の充実や情報発信・活用推進に対し、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じていただきたい。

(地域創生部)

5 国民スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について

〔文部科学省、スポーツ庁〕

群馬県では、2028年の第83回国民スポーツ大会の開催に向け、諸準備を進めています。

大会開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催都道府県が負担しています。

また、競技会を開催する市町村において生じる会場準備や競技会運営に係る費用負担に対し、開催県が一定の財政支援を行っています。

さらに、競技会場となる施設等の整備に対する国庫補助制度がないことから、県・市町村とも整備費用が大きな負担となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民スポーツ大会についても、感染防止の観点から、大会のあり方の見直しが必要となっています。

については、広く国民へのスポーツの普及、健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展といった国民スポーツ大会の開催趣旨を踏まえつつ、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 開催県及び市町村に過大な負担が生じないように、式典や各競技会の簡素化・規模縮小等、今後の国民スポーツ大会の開催方法等を見直していただきたい。また、財政支援の拡充及び新設を行っていただきたい。
- 2 「Withコロナ」の環境下に適応できる大会のあり方について、専門的な知見をもとに検討し、方向性をお示しいただきたい。

(地域創生部)

6 舞台芸術創造活動活性化事業の充実について

〔文化庁〕

人口減少社会にあって、交流人口の増加を図り、地域活性化につながる起爆剤として、地域における芸術文化の振興が求められています。

また、地域の芸術文化の振興にあたっては、牽引役となるような取組を支援し、優れた舞台を多くの方々が鑑賞できる機会を提供していくことが必要です。

しかし、新型コロナウイルスの影響により、群馬交響楽団をはじめとする多くの芸術団体は、公演を中止・延期しています。また、今後、再開の際には、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式を踏まえた開催となることから、芸術団体にとって経済的に厳しい状況が続くことが予想されます。

については、地方が、特色ある地域文化をリードし、魅力ある地域づくりのために、芸術文化の振興策をさらに効果的に実施できるよう、また、新型コロナウイルスの影響を受けた芸術団体の活動が再開・継続できるよう、舞台芸術創造活動活性化事業に関して、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 芸術団体の水準向上を図るとともに、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するためには、芸術創造活動の継続が不可欠であることから、「舞台芸術創造活動活性化事業」の補助金について、必要な額を増額確保していただきたい。
- 2 地方オーケストラの草分けである群馬交響楽団は、各地での演奏会や移動音楽教室により、長年広く親しまれており、地域の芸術文化の水準を向上させる牽引役となっていることから、その活動をより積極的に支援していただきたい。

(地域創生部)

7 東京2020オリンピック聖火リレーの実施について

[スポーツ庁]

東京2020オリンピック聖火リレーは、実施直前で延期が決まりましたが、準備にかかる人件費や交通規制看板設置費等の費用はすでに発生しており、また、セレブレーション等に関しては、キャンセル料が発生するなど、多額の財政負担が生じました。

今年度、改めて準備を行うこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる必要があり、新たな費用が発生する見込みです。

本県としては、聖火リレーを、オリンピックの機運を高め、群馬県の魅力を国内外に発信する絶好の機会と捉え、万全の準備をして臨みたいと考えているところです。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 聖火リレーの運営については、新型コロナウイルス対策への対応を含め、実施経費の負担が再度生じることから、宝くじ収益金を追加配分するなど、財源措置を講じていただきたい。
- 2 聖火リレーの実施に向けた準備には、多くの人員や期間を要するため、日程を早期に決定し、お示しいただきたい。
- 3 聖火リレーの実施に当たっては、都道府県と適時適切に協議し、都道府県の意見を十分に踏まえて準備を進めていただきたい。

(地域創生部)

8 私立高等学校等就学支援金の一層の充実について

[文部科学省]

高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため、平成22年に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」が制定され、保護者世帯の所得に応じた就学支援金が国から支給されています。

令和2年度の制度改正により就学支援金が拡充され、私立高等学校等における授業料は、年収約590万円未満の世帯については実質無償化されることとなりましたが、年収約590万円以上の世帯に対する支給額は据え置かれたため、結果として、年収約590万円を境として、国からの支援に大きな格差が生じることとなりました。

県においても、支援格差の解消のため、「私立高等学校授業料等支援補助金」を創設しましたが、依然として保護者世帯の所得の差による支援の隔たりは大きく、高等学校等における就学を希望する全ての生徒が、保護者世帯の所得に左右されることなく学ぶことができるよう、国による支援を一層充実させる必要があります。ついては、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 就学支援金による授業料実質無償化の対象世帯をより一層拡大し、支援格差の解消を図っていただきたい。

(生活こども部)

9 再犯防止推進に向けた取組について

〔法務省〕

本県における刑法犯認知件数は減少しているものの、刑法犯検挙人数に占める再犯者の比率は、約45%と高く、再犯の防止や社会復帰支援等に向けた有効な対策が求められています。

平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）は、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、施策の基本となる事項を掲げ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

再犯防止推進法や、これに基づき策定された国の「再犯防止推進計画」を受け、本県においても、平成31年3月に「群馬県再犯防止推進計画」を策定し、国や更生保護団体、民間団体等の関係機関と連携・協力して取組を進めているところです。

については、これらの法律や計画に掲げられた取組を実効性のあるものとするために、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 再犯防止推進に向けた関係機関の取組が実施しやすくなるよう、“再犯防止推進月間”や“社会を明るくする運動”などの全国的な広報・周知事業をさらに推進し、再犯の防止等に対する国民の関心を高め、理解の増進に努めていただきたい。
- 2 「刑務所出所者等就労奨励金制度」などの協力雇用主に対する支援制度を周知し、協力雇用主の拡大を図ることにより、雇用の受け皿の確保に努めていただきたい。
- 3 矯正施設を出所した人が、地域社会において定住先を確保するための身元保証制度を設けていただきたい。

(生活こども部)

10 消費者行政の充実・強化について

〔消費者庁〕

地方公共団体においては、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金を有効に活用することにより、消費生活センターの設置、消費生活相談員のレベルアップ、悪質商法に対する消費者教育・啓発等、消費者行政の強化に積極的に取り組んできました。

こうした中、国においては、平成30年度からは新たに地方消費者行政強化交付金制度による補助が開始されていますが、この強化交付金の強化事業の活用期間は短く、補助率も低いものであり、更にメニューも限定されたものとなっています。また、強化交付金の推進事業では、旧地方消費者行政推進交付金の継続事業を補助対象としていますが、活用できる期間は限定されているとともに、地方公共団体からの要望額に満たない予算状況となった年もあり、今後も同様な状況が懸念されます。

については、今後、財源不足による地方消費者行政の著しい後退が懸念されていることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、長期的な支援を行っていただきたい。
- 2 地方消費者行政の維持・強化が引き続き図られるよう、地方消費者行政強化交付金強化事業を全額補助とし、かつ、自治体ニーズを反映して用途を拡大していただきたい。具体的には、旧地方消費者行政推進交付金で対象となっていた消費生活相談員の人件費や幅広い消費者教育・啓発等に係る費用を対象に加えていただきたい。

(生活こども部)

11 子ども・子育て支援新制度等の推進について

〔内閣府、文部科学省、厚生労働省〕

子ども・子育て支援新制度は、昨年10月から始まった幼児教育・保育の無償化とともに、子どもの健やかな育ちと子育て世帯を応援することを目的とした、人口減少社会の中での主要な取組の一つとなっています。

新制度では、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされていますが、制度施行後、5年を経過した現在でも0.3兆円の財源は確保されていません。また、無償化に伴い、市町村及び保育施設の事務負担がさらに増しています。

ついては、新制度の円滑な推進及び幼児教育・保育の無償化の維持・運営のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新制度における「量の拡充」と「質の向上」に係る施策の一層の充実のため、必要な財源を早急に確保していただきたい。
- 2 質の高いサービスの提供及び保育士等の勤務環境の改善のため、保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実を図っていただきたい。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う市町村や保育施設の事務負担を軽減するため、関係者から意見を聴取し、実態把握の上、その改善に努めていただきたい。

(生活こども部)

12 子育て支援パスポート事業全国共通展開について

〔内閣府〕

第4次少子化社会対策大綱では、「結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成（子育て支援パスポート事業の普及・促進、「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進など）」を重点課題に掲げています。

については、子育て支援パスポート事業の全国共通展開の一層の普及・推進を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 子育て家庭が利用する業界団体やチェーン店に対し、子育て支援パスポート事業の協賛依頼を継続的に実施し、依頼先を拡大するなど一層強力に行っていただきたい。
- 2 子育て支援パスポート事業を継続的に取り組むため、普及啓発に係る基本的な経費について、地域少子化対策重点推進交付金の対象としていただきたい。

(生活こども部)

13 家庭養育の推進について (代替養育を必要とする児童に係る指標の設定)

[厚生労働省]

平成28年児童福祉法改正では、実親による養育が困難である児童への代替養育として「家庭養育優先原則」が明確にされました。また、これを受けて平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、より望ましい代替養育を実現するため、家庭養育（特別養子縁組、里親委託）の推進及び既存施設による家庭的養育の確立（小規模化・地域分散化の推進）が求められています。

「新しい社会的養育ビジョン」では、「里親委託率」及び「全国の特別養子縁組成立数」によりこれらの取組に係る数値目標を示していますが、この2つの指標では、これらの取組に係る進捗を十分に捉えることが困難です。

そこで、各自治体が平成28年児童福祉法改正の趣旨に沿った施策を展開するにあたり取組の実態を的確に評価できるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 家庭養育の達成状況を十分に示すことができるよう、里親委託率の算定にあたっては、特別養子縁組成立に伴い里親委託を解除した児童数を考慮していただきたい。
- 2 家庭的養育の達成状況を示すために、地域小規模児童養護施設等の入所児童数を用いた新たな指標を設定していただきたい。

(生活こども部)

14 結婚・子育てに係る経済的負担の軽減について

〔内閣府・厚生労働省〕

少子化の原因として、若年人口の減少、未婚化・晩婚化、結婚や子育てに対する経済的、精神的な負担・不安の3つが考えられます。

本県では以前に比べ若者の結婚や子育てに対する希望が低下しており、国や本県の調査から、特に経済的な理由により結婚に踏み出せない現状が把握されています。

については、若者の結婚や子育ての希望を叶えるため、経済的な負担をさらに軽減するよう、次の項目について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 結婚新生活支援事業の要件（年齢制限・所得制限）の緩和、対象品目の拡大、補助率の引き上げ及び継続的な事業実施をしていただきたい。
- 2 児童手当の増額や、子育て家庭に対する減税など、特に多子世帯に経済的負担の大幅な軽減となる新たな取組について、検討を行っていただきたい。

(生活こども部)

15 自画撮り被害防止について

〔内閣府、法務省〕

次代を担うべき青少年の健全な育成は、社会の発展に不可欠なものであり、普遍的課題です。

青少年の健全な育成には、その発達段階に応じた良好な社会環境整備と、青少年に対する適切な支援等の配慮が必要となります。

現在、インターネット利用環境は急激に変化し、恩恵が多い反面、連日、インターネットの関連する事件（殺人、誘拐等）が数多く報道されている情勢からも、その利用には危険が伴っています。

そこで、青少年の有害環境対策として、被害が多発している「脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる自画撮り被害防止」に係る、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 自画撮り勧誘行為をする側（犯人側）への対策として、罰則を伴う法律整備を行っていただきたい。

(生活こども部)

16 医師の偏在解消に向けた取組について

〔厚生労働省、文部科学省〕

本県ではこれまで、医師確保に向けた様々な取組を実施し、医師総数は増加しているものの、国が新たに算定した「医師偏在指標」によると、上から数えて34番目となっており、全国的に見て医師が少ない「医師少数県」に位置付けられています。特に若手医師については、10年前と比較し10%減少するなど、依然として県内の医師不足は解消されていません。

こうした状況を踏まえ、本県では、「ドクターズカムホームプロジェクト」を立ち上げ、知事が先頭に立って、若手医師を始めとした医師の確保や偏在解消に取り組んでおり、本年3月に策定した「医師確保計画」においても、当該プロジェクトの取組を中心に据え、新規事業や既存事業の拡充など、より強力に医師確保等を推進していくこととしたところです。

しかしながら、地方の医師不足の背景には、医師の都市部への集中という構造的な問題があり、計画に記載した取組をより実効性のあるものにしていくには、国も主体的となって医師の偏在解消に取り組んでいくことが必要です。ついては、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和4年度以降の医学部定員の見直しに当たっては、医師少数県など医師不足が顕著な県においては、必要な医師が将来に渡って十分に確保されるよう、地域枠設置に伴う医学部定員増の措置を継続するとともに、継続にあたり過度な前提条件を付さないようお願いしたい。
- 2 都道府県を越えた医師の配置調整の仕組みづくりなど、国が主体的となって都道府県間の医師偏在解消に取り組んでいただきたい。また、県が医師確保計画に記載する医師の確保・偏在対策の具体的な施策を実施するに当たって、十分な財政支援を行うとともに、県が早期に事業着手できるよう、地域医療介護総合確保基金については、年度早々に交付決定していただきたい。

(健康福祉部)

17 介護人材確保対策について

〔厚生労働省〕

介護人材確保は喫緊の課題であり、本県においても地域医療介護総合確保基金の活用等により取組を進めているところです。

今後、高齢化社会の進展による介護サービス需要の増加に加え、労働力人口の減少に伴う担い手不足が見込まれる中、将来にわたり安定的に介護サービスを提供するには、特に若年世代の介護職への参入促進を強力に進める必要があります。

国においては、昨年10月の消費税率引上げに併せ、「介護職員等特定処遇改善加算」を創設されましたが、介護人材の確保対策が更に実効性のあるものとなるよう次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金の返還債務免除要件である介護業務の従事期間を短縮していただきたい。
- 2 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保していただきたい。

(健康福祉部)

18 認知症施策の加速的な推進について

〔厚生労働省〕

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年には、認知症の人が全国で約700万人になると見込まれており、認知症施策の推進は、国・地方を挙げて取り組むべき、超高齢社会における最重要課題の一つです。

国において、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされていますが、認知症の人と家族を地域全体で支える地域包括ケアシステムの更なる推進のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指した前向きなメッセージをメディア等により強力に発信していただきたい。
- 2 若年性認知症の人がそれぞれの状態に応じて就労を継続できるよう、企業の認知症に対する理解を促進していただきたい。
- 3 認知症の人と家族を地域全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速化するため、国が十分な財政措置を講じていただきたい。

(健康福祉部)

19 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について

〔厚生労働省〕

近年、大規模な災害が頻発しており、各都道府県では、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨等の事例を踏まえ、福祉支援ネットワークの構築や、保健医療活動チームの派遣調整機能の強化を進めています。

しかしながら、大規模災害時には都道府県の枠を超えた相互支援が求められることから、支援活動等を効果的・効率的なものとするためには、基本的な支援の内容や手順などの全国的な標準化を更に推進する必要があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 災害派遣福祉チームの派遣に当たっては、都道府県域を超えた広域的な支援調整が必要となることから、原則として国が一元的に調整を行っていただきたい。
- 2 避難所等における二次的な健康被害の発生を防止する上で、福祉的支援や保健活動は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置付けていただきたい。

(健康福祉部)

20 生活保護における居住地特例対象施設の拡大について

〔厚生労働省〕

平成30年10月の制度改正により、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う場合に限り、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以後、有料老人ホーム等という。）にも居住地特例が適用されることになりました。

しかし、この改正により、都市部の自治体から本県の特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行わない有料老人ホーム等に、斡旋業者が仲介して被保護者を転居させるなど、生活保護の実施責任を本県内の自治体に移管してくる事例が散見されています。

生活保護費は費用の1/4を自治体が負担しています。施設所在地の自治体において、生活保護費の財政負担が増大する一因にもなっています。

有料老人ホーム等は、高齢者の自由な選択により入居できる住居ですが、現在は、単身での生活が難しい要介護度の高い被保護者も生活する場となっており、生活保護費の範囲内で入居できる施設も多数あります。このままでは、施設が所在する自治体が過大な財政負担を負うほか、担当ケースワーカーの人員配置など、マンパワーの確保も迫られることとなるので、施設が所在する自治体への負担軽減のため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護保険法による住所地特例の対象施設について、生活保護の居住地特例の対象としていただきたい。

（健康福祉部）

21 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について

〔厚生労働省〕

障害児者が住み慣れた地域において、安心して生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、日中活動の場やグループホーム等の施設整備を始め、地域における支援体制の整備が急務となっています。

殊に、特別に配慮された支援が必要な強度行動障害児者については、平成30年度報酬改定において、共同生活援助に新たな加算が創設されたものの、人員加配等、必要な支援体制を確保するためには未だ不十分です。

さらに、障害特性に対応した施設整備においても、利用者の安全確保や施設の耐久性を増すための強化ガラス、ソフト材等を使用するなど、通常よりも多くの工事費用が必要となっています。

また、医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者に対しては、地域における適切な支援体制を確立するため、介護に携わる家族のレスパイトの充実など、環境整備を進めるための更なる支援の拡充が求められています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 日中活動の場やグループホーム等、地域のニーズを踏まえた計画的な施設整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策について、継続して充実を図っていただきたい。
- 2 強度行動障害児者への支援や対応は様々な困難を伴うことを踏まえ、支援の実態把握に努めるとともに、適切に報酬に反映させていただきたい。
また、強度行動障害の利用者を受け入れるために行う施設改修等の費用を、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の基準単価に反映させていただきたい。
- 3 医療的ケア児者を介護する家族の負担を軽減するため、医療型短期入所施設の設置促進のための施策の充実を図っていただきたい。

(健康福祉部)

22 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

〔厚生労働省、内閣府、総務省、財務省〕

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものではありますが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されています。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げています。

一方、国では、このような医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方公共団体による子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害しています。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていません。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていません。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設していただきたい。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、全ての国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止していただきたい。

(健康福祉部)

23 国民健康保険の保険税率統一に向けた取組について

〔厚生労働省〕

国民健康保険制度は、個々の加入者の助け合いにより支えられる仕組みであり、制度を安定的かつ持続可能なものにしていくためには、加入者が保険税等の負担を等しく公平に分かち合い、納得感が得られる仕組みとすることが不可欠です。

平成30年度に行われた国民健康保険制度改革により、財政運営は都道府県単位とされた一方で、国保加入者が負担する保険税については、市町村ごとの医療費の多寡が反映されていることを始め、課税方法や収納率の違いなどから、市町村間で格差が残されているところです。

特に収納率については、外国人加入者が多い市町村ほど低い傾向が見られ、そのことが収納率の市町村格差を生じさせ、都道府県における保険税率の統一の大きな障害となっています。外国人は、就労や就学の関係から特定の地域に集中して居住する傾向が強く、外国人加入者に由来する収納率の問題は、市町村の努力や都道府県による調整などで解決できるものではありません。

このため、将来的には、保険税を都道府県単位で賦課する仕組みを導入するなど、国の責任において、都道府県内の国保加入者が保険税等の負担を等しく分かち合う制度を構築することが必要と考えますが、まずは、国において、次の事項について早急に特段の措置を講じていただきたい。

- 1 保険税率の統一に向けて、しっかりとした「統一の定義」を示すとともに、「収納率の格差の調整方法」など具体的な方策をお示しいただきたい。
- 2 日本人世帯主と外国人世帯主とで、収納率をはじめとした格差が生じている実態をしっかりと把握していただきたい。

その上で、外国人加入者の構成率が高い等の特殊事情を抱える市町村を含めた統一について、具体的な方策をお示しいただきたい。

(健康福祉部)

24 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について

〔厚生労働省〕

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、新たな課題の一つとして、A Y A世代のがんへの対策を盛り込んでいます。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、診療体制や相談体制の整備に取り組むこととしています。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

- 1 国のがん対策基本計画において、「がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる体制整備を目指す」とされていますが、20歳以上40歳未満の末期がん患者の在宅療養は、小児慢性特定疾病医療費助成制度、介護保険制度いずれの対象にもなっていないことから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。
- 2 生殖機能の温存に係る医療は、公的医療保険の対象とならず、経済的な負担から将来子どもを持つことを諦めざるを得ない場合もあることから、公的医療保険を適用していただきたい。
- 3 外見ケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。
- 4 子宮頸がんは、罹患率、死亡率ともに近年、若年層で増加傾向にあることから、今後のHPVワクチン接種の在り方について早急に方向性をお示しいただきたい。

(健康福祉部)

25 山地災害の事前防災・減災対策の充実・強化について

〔農林水産省、総務省〕

「平成30年7月豪雨」や昨年9月の「令和元年房総半島台風」、10月の「令和元年東日本台風」など、近年、数十年に一度といわれるような集中豪雨や台風が毎年のように発生しており、山地災害の発生する確率が高まっています。

また、本県の山地災害危険地区は約4,500箇所にのぼりますが、約3割は治山事業が未着手な状態であることから、早急に、被害を防止、軽減する事前防災、減災対策を推進することが重要です。

国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定するとともに、地方財政対策の一つとして、3か年緊急対策と連携する「緊急自然災害防止対策事業費」を創設し、集中的な対策を実施しているところです。

本県でも、この3か年緊急対策等を活用するなど、防災・減災対策を進めていますが、頻発・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては、十分とはいえません。

そこで、山地災害の事前防災・減災対策を更に推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 3か年緊急対策後も継続して防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう必要な財源を安定的に確保し、対策の充実・強化を図っていただきたい。
- 2 国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、「緊急自然災害防止対策事業」の延長や起債制度の拡充を図っていただきたい。

(環境森林部)

26 再生可能エネルギーの普及拡大と自立・分散型エネルギーシステムの構築推進について

〔経済産業省、環境省〕

近年、気候変動の影響等により、日本の気象災害が激甚化、頻発化しています。過去に経験したことのない大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、日本列島全体に甚大な被害をもたらしています。

今年の台風第15号による暴風で、鉄塔や電柱・電線が損傷して、大規模停電が発生し、復旧に2週間以上を要しました。また、台風第19号により、東北地方から中国地方の広い範囲で最大52万軒の停電が発生するなど、住民生活に多大な影響を与えました。

今後、このような規模の災害が毎年のように起こることを想定し、本県は2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』及び『群馬・気象災害非常事態』を宣言し、「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」及び「災害時の停電ゼロ」の達成に向けて取り組んでいます。

さらに、新型コロナウイルスの感染リスク回避のため自立・分散型社会への転換が必要とされています。

については、本県の豊富な再生可能エネルギー資源のフル活用とエネルギーの自立・分散化により、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 再生可能エネルギーの主力電源化に伴い必要になるCO₂フリーの調整力として、蓄電池や電気自動車の導入、水素の利活用等が着実に進むよう、支援を強化していただきたい。
- 2 本県の恵まれた再生可能エネルギー資源をフル活用し、災害時にも電力の確保が可能な自立・分散型エネルギーシステムを構築するため、技術開発及び新たなビジネスモデルに対する支援、必要な法制度等を整備していただきたい。

(環境森林部)

27 温暖化対策における地域気候変動適応センターの設置について

〔環境省〕

今後の気候変動による様々な影響に対処するためには、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)とが求められており、これは車の両輪です。

平成30年12月には気候変動適応法が施行され、国は、適応に係る施策を総合的に策定・推進することとされました。

一方、本県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言1「自然災害による死者ゼロ」を達成するため、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策を加速させるとともに、気候変動適応法に基づき、群馬県における気候変動適応計画を策定し、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う「地域気候変動適応センター」を設置する予定です。

そのため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済等への被害を最小化し、迅速に回復できる社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化するなど、国の「気候変動適応計画」を実効あるものとし、適応策を強力に推進していただきたい。
- 2 気候変動適応法に規定する「国立研究開発法人 国立環境研究所(気候変動適応センター)」と都道府県の「地域気候変動適応センター」との役割分担を明確化していただきたい。
- 3 地域気候変動適応計画の策定や実行、「地域気候変動適応センター」の整備、運営等について、国において十分な財源措置を講ずるとともに技術的援助を強化していただきたい。

(環境森林部)

28 プラスチックごみ削減について

〔経済産業省、環境省〕

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。1950年以降、世界で生産されたプラスチック類83億トン超で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告があります。

また、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算もあります。さらに、2017年末に、中国をはじめとする外国政府による使用済みプラスチック類の輸入禁止措置の影響を受けて、国内における廃プラスチック類の処理が逼迫しています。

このため、国では、2019年にプラスチック資源循環戦略を策定し、実効的なプラスチック資源循環や海洋プラスチック対策等について、国民各界各層との連携協働を通じて目標の達成を目指し、必要な投資やイノベーションの促進を図るとしています。

一方、本県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において、宣言4「プラスチックごみゼロ」を掲げ、環境中に排出されるプラスチックごみをなくすことにより、水源地としての役割を果たすこととしました。

については、プラスチックごみ対策がより一層推進されるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 プラスチックの製造から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた資源循環を構築するとともに、次のような仕組みを整備していただきたい。
 - (1) 国又は地方公共団体が、事業者に対し、ワンウェイプラスチックの使用削減に向けた指導・助言等を行うための法的裏付け
 - (2) 容器包装リサイクル制度を実効あるものとするため、国の削減目標を設定し、全ての関連事業者に定期報告の義務を拡大
- 2 プラスチック代替素材の技術開発・転換促進を図っていただきたい。

(環境森林部)

29 食品ロス対策の支援について

〔環境省、農林水産省、消費者庁〕

食品ロスの削減については、SDGsでも削減目標が掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっています。

国内では、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方公共団体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められています。

食品ロス削減の更なる推進には、地方公共団体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要があります。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されますが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要です。

については、各地方公共団体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 各地方公共団体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるよう次のような仕組みや方法を構築していただきたい。
 - (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方公共団体に報告・公表する制度
 - (2) 国又は地方公共団体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
 - (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法

- 2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動への財政支援等、基盤強化に向けた支援制度を構築していただきたい。

(環境森林部)

30 水素社会の実現について

〔経済産業省、環境省〕

気候変動の影響等により、日本の気象災害が激甚化、頻発化する中、利用の段階でCO₂を排出しない水素エネルギーは、次世代エネルギーとして注目されています。

国の成長戦略にも位置付けられている水素は、多種多様なエネルギー源から製造が可能であり、資源の乏しい我が国にとってエネルギー安全保障と温暖化対策の切り札となります。

本県は、日照時間が長く、水資源や森林資源に恵まれており、水力や太陽光による発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

この豊富な再生可能エネルギー資源をフル活用してCO₂フリーの水素を製造し、利用することで、温暖化対策に貢献できるだけでなく、エネルギーの地産地消・自立分散化により、地域内で資金が循環するとともに、災害時にも熱や電力の確保が可能な、県民の安全・安心を支える社会基盤を構築することができます。

一方、水素エネルギーの普及に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発など多くの課題があります。

国が「水素基本戦略」及び「第5次エネルギー基本計画」で掲げた目標を達成し、水素社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「水素基本戦略」に基づき、国の責任において技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、インフラの整備等を着実に進めていただきたい。
- 2 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の製造・利用を促進するため、実効性のある支援策を講じていただきたい。

(環境森林部)

31 PCB廃棄物等の処理支援について

〔経済産業省、環境省〕

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に定められた処分期間が令和3年度末から段階的に終了する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中小企業者等の事業活動に重大な影響が生じています。

このため、中小企業者等は、PCB廃棄物等の処理費用や使用中のPCB使用製品の代替機器の購入費用を手当てできず、処分期間内に処分できなくなるおそれがあります。

そこで、中小企業者等(個人事業者・団体含む)が所有するPCB廃棄物等について処分期間内に処理を完了させるため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 高濃度PCB廃棄物等を中小企業者等が処分する場合の負担軽減措置を拡充していただきたい。
- 2 中小企業者等が負担する次のような費用に対する支援制度を創設していただきたい。
 - (1) 高濃度PCB廃棄物の収集運搬費用
 - (2) 使用中のPCB使用製品の代替機器購入費用
 - (3) 変圧器・コンデンサーの絶縁油に含まれるPCB濃度の測定費用、安定器のPCB含有調査費用
 - (4) 低濃度PCB廃棄物・使用製品の処分費用

(環境森林部)

32 県産木材の需要拡大について

〔農林水産省〕

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、住宅建築の現場では、国外で製造される設備資材や建材等の調達遅れから、着工遅れや工期の延期などの影響が発生しています。また、国内においても新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅産業では、住宅展示場の休業や商談会中止をはじめとする営業活動の自粛等により受注機会の減少が生じています。

今後、住宅着工戸数が更に減少することにより、木材需要の大幅な減少が見込まれ、地域経済の悪化が懸念されています。

このような状況の中、国においては、緊急経済対策として「過剰木材在庫利用緊急対策事業」を補正予算において措置したところではありますが、公共施設等の木造化などの支援に限定されています。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 木材の需要を拡大し、地域経済を回復するため、公共施設だけでなく、住宅や店舗など、あらゆる分野で地域材の利用を促進するための支援措置を講じていただきたい。

(環境森林部)

33 CSF（豚熱）ワクチン接種について

〔農林水産省〕

CSFは、平成30年9月に岐阜県での発生以後、養豚農場で58例の発生が確認され、更に野生いのししでの感染も拡大しています。このため、国においてワクチン接種推奨地域を設定し、関東全域でもワクチン接種が開始されたところです。

予防的ワクチン接種は、CSF防疫指針により、家畜防疫員が接種することとされているため、接種は都道府県の獣医師に限定されています。野生いのしし感染の収束が見えない中、県内の養豚農家は接種を継続していかなければならず、その数は年間140万頭以上になります。この接種を円滑に進めるためには、県の獣医師だけでは困難であり民間獣医師の協力が不可欠です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 CSFワクチン接種は、家畜防疫員以外の民間獣医師による接種を可能としていただきたい。
- 2 CSFワクチン接種を行う民間獣医師にかかる費用を国に支援していただきたい。

(農政部)

34 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について

〔農林水産省・厚生労働省〕

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環として、オールジャパンで輸出に取り組み、農林水産物・食品の輸出額拡大目標（2030年：5兆円、中長期目標2025年：2兆円）を掲げ、各種施策を講じています。

本県でも「群馬県農業農村振興計画」において、「農畜産物等の輸出促進による販路拡大」を重点プロジェクトに位置付けて積極的に取り組んでいます。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も多くの国や地域で継続されたままであり、海外への販路拡大の障壁となっています。

台湾では、平成30年11月の国民投票により、本県を含む5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の酒類を除く全ての食品の輸入禁止措置が継続され（令和2年11月まで）、他国における規制への影響が懸念されます。

また、中国においても本県を含む9都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野）産の全食品の輸入禁止措置が継続されているほか、平成30年7月に輸入規制が緩和された香港においても、検査証明書の添付など条件が付されたままです。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化していただきたい。

（農政部）

35 外国人技能実習制度における、一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について

〔厚生労働省、法務省、農林水産省〕

農業の担い手が減少する中、意欲ある農業者を中心に経営規模の拡大や法人化が進んでおり、孺恋村に代表されるような大規模経営が多い高原野菜産地等では、外国人技能実習生の受け入れが増加しています。

高原野菜産地では、大規模化や機械化が進み、多くは早朝から収穫・出荷し、朝取りレタスに代表されるように、生産と販売が連携した農業経営を実践しています。技能実習生は栽培技術だけでなく、販売や経営手法など大規模農業経営を学ぶ最良な地域です。

しかし、高原野菜産地では、春から秋にかけては農繁期ですが、冬は低温・降雪で農作業ができず、これまで、栽培技術・経営を学びに来た技能実習生は、実質的な農業経営を学ぶ期間が7～9ヶ月程度の技能実習1号を修了して帰国する実習生がほとんどです。

これは、技能実習2号計画に、一時帰国を含めた計画が認められていないためであり、高原野菜産地で、大規模農業経営を学びたいと考える外国人にとって不利益であると考えられます。

こうした産地においても、理想的に栽培技術・経営を学ぶためには、技能実習1号の1年だけでなく、2号実習により、さらに2年の経験を積むことができる環境が必要となります。

また、技能実習を受け入れている農業者にとっても、毎年技能水準が高まる技能実習生とともに、経営を発展させ国内の農業の発展にも寄与するものです。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 外国人技能実習制度については、高原野菜産地の特殊性を考慮し、一時帰国を含めた技能実習2号計画を容認していただきたい。

(農政部)

36 野生鳥獣被害対策の取組強化について

〔農林水産省〕

野生鳥獣による農作物等の被害は深刻化、広域化しており、本県では「守る対策」として侵入防止柵の整備や耕作放棄地の解消など地域ぐるみでの対策を推進するとともに、「知る対策」として鳥獣被害対策技術研修の充実を図り、地域指導者の育成に取り組んでいます。

また、平成25年の国の捕獲強化方針を受け、「捕る対策」として抜本的な捕獲強化対策に重点的に取り組むとともに、令和元年10月に本県の野生いのししでCSFが確認されたことから、CSFまん延防止対策としても野生いのししの捕獲強化に取り組んでいるところです。

そのため、被害地域では捕獲数の増加に伴う捕獲活動経費など被害対策に係る費用が大幅に増加するとともに、野生いのししを捕獲した際に消毒する消石灰など防疫に係る資材費の負担も多くなってきており、現状では予算不足のため地域対策に支障をきたしています。

また、中山間地域を中心として過疎化、高齢化や捕獲の担い手不足により地域ぐるみの被害防止対策が十分に実施できない状況や、捕獲の進んだ地域では警戒心の強い個体が出ており、従来どおりの捕獲方法では捕獲が難しくなっている状況も生じています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地域関係者が一体となって取り組む捕獲活動などの被害防止対策を推進するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の当初予算での十分な予算を確保するとともに、消石灰等の防疫資材を交付対象経費に追加していただきたい。
- 2 農作物被害を防止するため、国が主導して、ICT等を活用した新たな捕獲や化学的防除技術などの被害防止技術の開発を行い、その新技術の都道府県への普及・推進を図っていただきたい。

(農政部)

37 農地中間管理事業について

〔農林水産省〕

農地中間管理事業は、平成30年度に制度発足5年後の見直しが行われ、配分計画縦覧の廃止等による事務手続きの簡略化や、利用状況報告の廃止による農業者負担の軽減など、改善が図られました。

本県においても、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約が浸透してきており、比例して機構の事務量及び管理費が増加していますが、機構の運営等に必要な補助金の増額は困難な状況にあります。今後も、農地貸借の中核機関として機構が機能し、地域における農地利用の最適化に寄与し続けるためには、安定的な事業の継続とともに、予算措置の改善が必要です。

現在、農地台帳を電子化・地図化する全国一元的なクラウドシステムとして「農地情報公開システム」の整備が進められており、市町村域を越えた担い手の把握や農作業受委託の確認、農地利用配分計画等の事務手続きの効率化、「人・農地プラン」の実質化に伴う各種資料の作成等、事務の効率化や利便性向上が期待されています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農地中間管理機構に対する予算を確実に確保・増額し、今後も継続して事業の拡大を図るため、地方の負担比率を軽減するとともに、地方事務費に対する補助について十分な予算を措置していただきたい。
- 2 農地情報公開システムについては、全市町村が完全移行できるよう、農地・地図情報の定期的な更新や既存システムの過去履歴の移行等、システム管理に要する経費について、十分な予算措置を講じていただきたい。

(農政部)

38 施設園芸等を行う担い手への支援策について

〔農林水産省〕

本県の農業産出額の4割以上を占める園芸作物の生産を更に伸ばすため、県では、施設の大規模な集約によるコスト削減や、IoTを活用した高度な環境制御技術を導入し周年・計画生産を進める等、経営の発展に取り組む認定農業者等に対し重点的に支援を行っています。

現在、個別経営体を支援する国庫事業として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」が措置されていますが、補助率や補助金上限額が低く大規模な投資に対するニーズに十分応えられていません。また、平成30年度から配分基準に「付加価値額」の考え方が導入されていますが、施設園芸等の集約農業に対応した仕組みとしては不十分な点があります。

については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」に係る次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」のうち、「先進的農業経営確立支援タイプ」の補助率及び補助金上限額を、「担い手確保・経営強化支援事業」と同程度の水準まで引き上げ、予算額を増額していただきたい。
- 2 施設園芸等の経営体は、農地集積の加速化に直接寄与することが難しいため、現在の配分基準に定める農地中間管理機構を活用した経営面積拡大の水準を見直し、地域や経営規模等を考慮した配分基準としていただきたい。

(農政部)

39 機構集積協力金交付事業について

〔農林水産省〕

機構集積協力金は、各地域において、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を推進する上で、非常に有効なインセンティブとして機能していました。

しかし、農地集積・集約化対策事業実施要綱が平成31年4月に改正され、機構集積協力金交付事業の要件、単価、交付対象面積の算出方法等が大幅に見直されたことにより、十分な機能を発揮できない状況となっています。

例えば、実質化した「人・農地プラン」に基づき担い手への農地集積・集約化を着実に進めるには、地域ごとに異なる営農状況等を考慮した制度である必要がありますが、当該年度分だけを交付対象とする現行制度下では、中・長期的な計画に基づき集積を進める農業者や地域が交付対象に該当しなくなり、担い手の農地集積・集約化に対する意欲を削いでしまっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 交付対象面積の算定にあたり、交付対象期間を単年度に限定せず、従前と同様に複数年も認めいただきたい。
- 2 「集積・集約化タイプ」については、地域内農地のうち一定の割合以上を担い手に集積することを要件とし、農地中間管理機構を活用して新たに担い手に集積した農地の全てを交付対象とするなど、農業者や地域が目標を持って取り組みやすい制度に改めていただきたい。

(農政部)

40 農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業）について

〔農林水産省〕

農業次世代人材投資事業については、平成24年度に創設され当初の青年就農給付金の時から制度変更が頻繁に行われ、平成29年度からは現名称に変更し、中間評価の導入など大きな制度変更を行ったところです。

そのような中、令和元年度からは急遽、先進農家研修を農の雇用事業への一本化や世帯所得による採択基準を設けるなど大きな制度変更が行われた上、予算不足も加わって採択不可・遅延等の混乱が生じました。

農業の担い手を育成することは、全国的にも重要な政策課題であり、効果が現れるのには一定時間を要するものです。短期間での制度変更及び現場実態に基づかない変更は、就農希望者（新規就農者）を困惑させ、ひいては担い手の減少につながることを憂慮されます。

については、新規就農者確保のため、次の事項について都道府県等の意見を取り入れて、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新規就農者の確保策については、中長期的な視点に立ち安定的な制度とするとともに、大きな制度変更は現場の意見をよく聴いた上で必要な準備期間を設けてから実施していただきたい。
- 2 国の制度として実施している事業のため、地域によって運用に大きな差が出ないように、交付主体である地方公共団体の判断任せとするのではなく、明確な基準の設定をしていただきたい。
- 3 就農希望者（新規就農者）にとっては人生設計を考える上で大きな要素となるものであり、地方公共団体としては新規就農者確保の柱となる事業であるため、当初予算において十分な金額を確保していただきたい。

（農政部）

41 米麦共同乾燥調製（貯蔵）施設の長寿命化に対する支援について

〔農林水産省〕

本県の中西部から東部地域の水田地帯に設置されている米麦共同乾燥調製（貯蔵）施設は、米麦生産の基幹施設として活用されていますが、設置から長期間が経過し老朽化が進んでいる施設が多くあります。設置者である農業協同組合は、施設の再編合理化に向けた検討・準備を進めていますが、実現には多額な費用と時間を要しています。

米麦共同乾燥調製（貯蔵）施設は、米麦の生産体系に組み込まれた必要不可欠な存在であり、老朽化が原因で不具合が発生し施設が使用できなくなると、地域の米麦生産に大きく影響することから、適切な補修、修繕を実施し、施設が有する機能を確保し続けなければなりません。

補修、修繕等の施設の運営に要する経費は、農業協同組合が生産者から徴収する利用料を充当していますが、施設を設置した当時と比べて農業・農村を巡る情勢が大きく変化し、利用量が減少する一方で老朽化に伴う維持費が増大するなど、設置者単独による施設の維持が困難になっています。

施設の再編合理化を進めるとともに、設備の更新等を計画的に実施し、施設全体の長寿命化を図り、不具合等の発生を防止することにより施設を確実に稼働させることは地域農業の維持に不可欠であり、支援の拡大が必要となります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の産地基幹施設等支援タイプにおいて、米麦共同乾燥調製（貯蔵）施設の長寿命化に対する支援をメニュー化するとともに、優先採択枠の設定、採択要件（下限事業費）の引き下げを行っていただきたい。

（農政部）

42 普及事業の取組強化について

〔農林水産省〕

農業を取り巻く環境が大きく変化する中、農業現場では、人と農地の課題解決、スマート農業技術の導入、中山間地域の活性化、GAP推進など、国と県が協力して取り組むべき課題が山積しています。

これらの課題解決に向けた取り組みを効率的に進めるには、地域で直接農業者に接し、様々な課題の解決に取り組む普及組織・普及指導員の役割が一層重要となっています。しかしながら、数年後には急激な世代交代による経験の少ない職員の割合が高まることが見込まれ、質の高い普及指導員の育成が急務となっていますが、県独自の対応では限界があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農業政策の推進に不可欠な普及事業に要する協同農業普及事業交付金、並びにスマート農業技術などを導入・実証するための普及関係事業予算については、十分な財政措置を継続的に講じていただきたい。
- 2 生産現場（農業者）のニーズに対応するため、スマート農業技術等の研修機会の増加や普及関連情報の整備、eラーニングによる資質向上を図るなど、全国共通で普及指導員の資質向上が図れるよう、国における体制整備を行っていただきたい。

(農政部)

43 こんにゃく需要拡大のための総合対策について

〔農林水産省、内閣府（消費者庁）、財務省、経済産業省〕

こんにゃくは、中山間地域の重要な基幹作物であることから、本県では、国際競争力のあるこんにゃく経営体の育成や消費拡大に取り組み、生産農家や関連産業の経営安定に努めてきたところです。

しかしながら、令和元年産のこんにゃくいもについては、卸売価格が低迷し再生産価格を大幅に下回る結果となりました。また、こんにゃく原料業者や製品製造業者においても、消費量減少等により卸売及び販売価格が低迷しています。このような状態が継続すれば、こんにゃく業界全体の衰退が加速され、多くの生産農家が離農を余儀なくされるなど、地域経済への甚大な影響が懸念されます。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 こんにゃくの需要拡大及び輸出促進を図るため、こんにゃくが持つ保健機能性成分の科学的知見を充実させる取組と、科学的知見の実需者及び消費者への理解促進を図っていただきたい。
- 2 新たなこんにゃく製品開発の取組に対する支援を強化するとともに、こんにゃく精粉の食品原料以外の利用拡大及び輸出促進の取組を支援していただきたい。
- 3 消費者に正確な産地情報を伝えるため、こんにゃく製品の「こんにゃくいも」、「こんにゃく粉」を区分し、それぞれの原料原産地表示を法制化していただきたい。

(農政部)

44 蚕糸業の維持継承に向けた取組について

〔農林水産省〕

国は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業により、蚕糸・絹業提携グループの構築と蚕糸絹業の持続的発展を目指し、国産繭の希少性を活かした純国産絹製品作りを推進してきました。また、令和元年9月に示した「新蚕業プロジェクト方針」において、生産体制の強化や付加価値の高い新たな需要拡大が喫緊の課題であり、繊維及び非繊維分野でのシルク利用促進の取組を行うこととし、両分野を合わせた繭生産量の目標を令和7年200t、令和12年300tと掲げています。

現在、安価な外国産生糸等の影響により提携グループの活動は厳しい環境におかれ、製糸工場が負担できる繭代は農家の繭生産費を大幅に下回る状況が続き、国の事業終了後は、(一財)大日本蚕糸会が独自資金で支援を行っています。こうした中で、群馬県では、日本一の繭・生糸の生産県として、蚕糸業を維持継承すべく繭代確保対策等を行い、新たな養蚕担い手も現れています。

蚕糸業は、蚕種製造から養蚕、生糸製造に至る各業種が成り立つことが必要ですが、これら業種の生産基盤は脆弱化し、絹製品等の販売量も激減しており、生産(事業)の継続、次の世代への技術の継承が危機的な状況にあります。

については、日本の伝統産業である蚕糸業を維持継承するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 シルクの新たな用途開発と需要拡大、提携グループ取引の活性化が図れるまでの間、蚕種・繭・生糸生産にかかわる各業種に対し、生産技術及び経営を維持するための措置を講じていただきたい。
- 2 コロナ禍のもと、シルクの新規利用開発と実用化の加速、需要拡大に結びつける対策を強力に推進していただきたい。

(農政部)

45 内水面養殖業者に対する災害対策支援の拡充について

〔農林水産省〕

群馬県の養殖業はマス類養殖、コイ養殖、放流用種苗の中間育成を主体としたアユ養殖等で構成され、経営形態は、家族経営による小規模なものが多くなっています。本県の内水面養殖生産量は378トン（平成30年漁業・養殖業生産統計年報）であり、全国15位です。

養殖の要となる水の確保については、河川水を利用している業者が多く、昨年6月の集中豪雨や10月の台風第19号では飼育池へ土砂の流入によるニジマス、イワナ、ヤマメ等の飼育魚の逃亡や死亡、河川の著しい流量増加による取水施設の崩壊と取水不足による飼育魚の酸欠死等により、内水面養殖業に甚大な被害が発生しました。

さらに、養殖業では疾病による被害も顕著であり、とくにマス類の伝染性造血器壊死症（IHN）のようなウイルス性疾病では、根本的な治療法がないため、死亡率が高くなっています。

しかし、国の災害復旧支援事業では、漁業協同組合が管理する共同利用施設以外に十分な支援措置がなされていません。また、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度は、主に海面漁業が対象であり、内水面については、ウナギ養殖以外は対象としていません。

以上のことから、内水面養殖業の維持・発展に不可欠なセーフティネットの強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 小規模な各内水面養殖業者にも対応した、災害復旧に係る支援策を拡充していただきたい。
- 2 マス類養殖業等の内水面養殖業者を対象とした損失補償制度を創設していただきたい。

（農政部）

46 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）の強化について

〔農林水産省〕

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）は、産地の中心となる基幹施設を整備する整備事業と農業用機械のリース導入やパイプハウスの資材費補助などを対象とした生産支援事業を組み合わせ、3か年事業として実施できることから、総合的な産地振興を図る上で高い効果が期待できる事業です。

しかし、毎年の予算措置が補正予算のため、次年度以降の事業存続の見通しが不透明であり、将来を見据えた計画的事業推進が行いにくい状況となっています。また、成熟した大規模産地では成果目標の達成が難しい仕組みとなっていることなどの課題もあります。

については、将来を見据えた計画的事業実施や成熟した大規模産地での事業活用ができるよう、当初予算措置及び事業内容の見直しに特段の措置を講じていただきたい。

- 1 当初予算による継続的かつ安定した事業にするとともに、必要な予算を確保していただきたい。
- 2 大規模産地の特性を考慮して、成果目標の設定に当たっては柔軟に対応していただきたい。

(農政部)

47 水田農業の担い手の経営安定について

〔農林水産省〕

本県では、各産地が主体となった需要に応じた生産を行うため、新規需要米等と麦との二毛作を柱とした水田フル活用を推進し、担い手の経営安定に努めているところです。

しかしながら、二毛作助成や耕畜連携助成の産地交付金化による助成額の実質的減額や主産県の作付動向による主食用米の需給緩和の懸念など、担い手から将来の経営に対する不安の声が聞かれています。

また、乾燥調製施設等の老朽化が各地で進んでおり、地域農業の維持が危ぶまれる産地も見られます。

については、長期的に担い手の経営が安定して継続できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「水田活用の直接支払交付金」については、法律に基づく安定した支援制度とするとともに十分な予算を確保していただきたい。
- 2 特に、本県の集落営農法人や大規模生産者等の経営安定には、二毛作・耕畜連携助成が極めて重要であることから、産地交付金について、これまでの助成水準を維持できる十分な予算を配分していただきたい。
- 3 地域農業を維持するため、共同利用施設の再編整備等については、産地の実情を勘案した事業採択が可能となるよう対応していただきたい。

(農政部)

48 農業農村整備事業の推進について

〔農林水産省〕

本県農業は、豊富な水資源、恵まれた自然条件を背景に、大消費地に近いといった有利な立地条件の下、平坦地から山間地までの標高差を生かして展開されています。

平成30年の農業産出額2,454億円のうち、野菜の占める割合は約4割の983億円となっており、これまでに整備した農地やかんがい施設等の生産基盤が大きな下支えとなり、野菜産地が形成されるなど、農業・農村に力強い動きが現れています。

このような中、県では意欲ある担い手の経営基盤を強化し、競争力を高めるため、生産性の高い農地を確保するための農業生産基盤の整備を重点的に取り組んでおり、地域からは、農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されています。

しかしながら、国庫補助事業については、令和元年度補正予算と令和2年度当初予算の配分では、補正予算が約4割を占める状況となっていることから、計画的な事業執行に支障を来しています。

また、重要インフラが自然災害時でも機能が維持できるよう、平時から万全の備えを行うための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が平成30年度補正から講じられ、当初予算において臨時・特別の措置がなされましたが、令和2年度が最終年度となっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう必要な令和3年度当初予算を確保していただきたい。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の制度を延長していただきたい。

(農政部)

49 ため池の防災・減災対策の推進について

〔農林水産省〕

東日本大震災の大規模地震や西日本豪雨の局地的豪雨において、ため池が被災し、決壊したことで、農地だけでなく下流域の住民や家屋等に甚大な被害が発生しました。このため、国は「防災重点ため池」の新たな選定基準を示すとともに、国土強靱化を集中的かつ効率的に推し進めるための3か年の緊急対策を講じることにしました。

このような中、県では「防災重点ため池」について、国庫補助事業の定額助成制度を活用して、ハザードマップ作成及び豪雨・地震対策に係る詳細調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策工事を加速化するなど、市町村と連携した防災・減災対策に取り組み、地域防災力の向上を推進しています。

しかし、新たな選定基準に基づく「防災重点ため池」の再選定により、その数が増加し、詳細調査完了の遅延が懸念されています。

また、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の水害等の災害から生命及び財産を保護するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年に施行され、ため池の管理者等に対して、適正な管理に務めるよう努力義務が課されたこともあり、ため池の管理・監視体制の強化が求められています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「防災重点ため池」の増加に伴い、ハザードマップの作成及び豪雨・地震対策に係る詳細調査の国定額助成制度の期間を延長していただきたい。
- 2 農業者等が管理するため池における適正な管理・監視体制の強化を図るため、補助事業の対象となるため池の要件を緩和するとともに、国定額助成制度の期間を延長していただきたい。

(農政部)

50 令和2年度補正予算「高収益作物次期作支援交付金」に係る観光農園に対する交付単価について

〔農林水産省〕

新型コロナウイルス感染症の発生により、市場価格の低落等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するため、1次補正予算で「高収益作物次期作支援交付金」が事業化され、更に2次補正予算において、高集約型経営である施設園芸の花き等では、「80万円/10a」と運用改善が行われました。

しかし、野菜の施設園芸における観光いちご園等は、施設花きと同程度の農業用設備を整備しており、また、新型コロナウイルスの影響により、来園者が激減して大きな影響を受けています。

施設果樹についても、「25万円/10a」の運用改善が図られたところではありますが、今後順次開園する施設果樹以外の観光果樹園においても、来園者数の激減による経営への影響が懸念されています。

以上のことから、観光いちご園等と施設果樹以外の観光果樹園についても生産者を支援するため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新型コロナウイルスの影響により収益が大きく減少した観光いちご園等の施設野菜についても、施設花きと同様の交付単価を設定していただきたい。
- 2 今後、来園者数の減少により経営への影響が懸念される施設果樹以外の観光果樹園についても、施設果樹と同様の交付単価を設定していただきたい。

(農政部)

51 企業の防災・減災対策に係る支援措置の充実について

〔経済産業省、内閣府〕

近年、大地震や台風、大雨などの自然災害が多発しています。企業にとっては大きな被害を受けるだけでなく、事業の継続さえ困難となるようなケースもあります。昨年の台風19号においては、関東や東北地方の河川が氾濫し、工業団地に立地する大企業の工場でも甚大な浸水被害が発生しました。現在も全面復旧できない工場があり、雇用不安やサプライチェーンの寸断などにより、地域経済だけでなく、国内経済、更には世界経済にも影響を与えています。

こうした中、本県では、今後5年間、集中的・緊急的に河川改修や堤防強化などの防災・減災対策を推進していきませんが、気候変動で頻発・激甚化する災害にしっかりと対応するためには、企業における事前対策の取組強化が喫緊の課題です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 現行の中小企業防災・減災投資促進税制について、特別償却を引き上げるとともに、対象設備を拡充していただきたい。
- 2 中小企業を対象にした制度だけでなく、企業規模を限定しない支援措置も創設するなど、支援対象を拡充していただきたい。
- 3 工業団地内立地企業と地方公共団体が共同で実施する防災・減災対策について、補助制度を創設していただきたい。

(産業経済部)

52 地域や時代のニーズに応じた産業人材育成に係る財政的支援の充実について

〔厚生労働省〕

生産現場においては、人手不足への対応が大きな課題となる中で、近年の第4次産業革命の進展により生産現場のデジタル化や自動化が進んでおり、これらの変化に柔軟に対応し生産性向上に貢献できる人材育成が求められています。

また、SDGsでは、職業訓練の充実や技術的・職業的スキルを備えた人材の増加等が求められる等、地域の産業に求められる人材育成を推進する職業能力開発校の重要性が益々高まっています。

各都道府県では、職業能力開発校を設置し、訓練に必要な機械・設備を整備しており、これに対して、国（厚生労働省所管）の職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）により、2分の1は補助金措置されています。

当該補助金に係る県負担分の財源確保が難しくなっているため、本来は更新を行いたいが、先送りをしている実習用機械等が多数存在しており、実習用機械等の老朽化が進行し、地域企業のニーズに沿った人材育成が停滞してしまう懸念があります。

特に、人手不足の深刻化に対応するため、生産現場において最新の情報技術を組み込んだ機械等を駆使して生産性向上を図ることができるデジタル人材を育成することは喫緊の課題であり、このための機械等も整備する必要があります。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地域のニーズに応じた人材や生産現場のデジタル化に対応した人材等の育成を効果的に実施するため、職業能力開発校設備整備等事業費の補助率を更に引き上げるなど、恒久的な財源の充実を図る措置を講じていただきたい。

（産業経済部）

53 地域未来投資促進法に基づく支援制度の延長について

〔経済産業省〕

昨今の経済情勢は、米中貿易摩擦などを背景とした投資の不透明感があるほか、内需の落ち込みや新たな感染症の影響拡大など様々な景気後退リスクを抱えています。地域経済を活性化させ、発展を続けていくためには、引き続き「地域経済牽引事業」を強く促進していくことが必要不可欠です。

しかしながら、同法における主要支援策である、「地域未来投資促進税制」は令和2年度末を期限としており、事業者が新規に「地域経済牽引事業」を行うメリットが薄れてきているほか、基本計画の期間が令和4年度末となっているため、大型の設備投資を含む中長期的な「地域経済牽引事業」を新たに実施することができません。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「地域未来投資促進税制」について、大型の設備投資についても支援できるよう、4～5年といった中長期的な期間にわたって延長していただきたい。
- 2 基本計画について、地方拠点強化税制に係る地域再生計画と同様に、原則5年としている計画期間を見直し、延長を認めていただきたい。

(産業経済部)

54 若者就職支援事業に係る恒久財源の確保について

〔厚生労働省〕

東京一極集中及び地方を支える人材の確保は大きな課題であり、特に、進学や就職を機に地方から都市部へ転出する若者が多いことが、人口減少と企業の採用困難の要因の一つとなっています。各都道府県では、地方創生推進交付金などを活用し、若者就職支援事業に取り組んでいますが、安定した恒久財源がなく、単年度で予算措置している実態があります。

本県では、群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）を設置し、カウンセリングから職業紹介、定着支援までワンストップで一貫した就職支援に取り組むとともに、首都圏等の学生のU・Iターン就職を促進するため、合同企業説明会や企業との交流会、企業訪問バスツアーなど様々な施策を実施しているところです。

更に、ジョブカフェでは、未就職となっている若者の就職支援を担っていますが、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした急速な雇用環境の悪化など、不測の事態に即応できる恒常的な体制づくりが求められています。

しかし、予算の切れ目である年度末始は、企業の採用活動が活発になる時期でもありますが、複数年の委託契約の締結など継続した事業計画に基づく取組ができないなどの課題があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 都道府県が設置運営する若者の就職を支援するワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の運営や学生等のUターン就職の促進など、若者の就職支援の取組を継続して実施するための安定財源を確保していただきたい。
- 2 都道府県の若者就職支援事業を補完する「若年者地域連携事業」の充実を図っていただきたい。

（産業経済部）

55 観光需要喚起について

〔国土交通省・総務省〕

観光業は群馬県における主要産業であり、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた産業の一つです。

本県においても補正予算等を組み、対策を実施しているところですが、観光業の早期回復には、本県の取組だけでなく、国の手立てが欠かせません。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「Go To キャンペーン」の実施にあたっては、観光客が特定の地域に集中したり、地域間で過当競争とならないようなスキームを構築していただきたい。
- 2 観光業については、回復まである程度の時間を要することから、ふるさと納税制度の返礼品における宿泊券等の還元率緩和等も含め、中長期的な観光振興策を推進していただきたい。
- 3 インバウンド誘客では、誘客再開に向けた取組が計画的に進められるよう、国や地域ごとに誘客再開のめどを判断する仕組みを速やかに構築し、展開していただきたい。

(産業経済部)

56 新型コロナウイルス感染症対策の制度融資について

〔経済産業省〕

本県では、雇用を守り、経済活動を維持していくため、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国による当初3年間の利子補給に加え、県独自に4年間の上乗せ補助を実施するなど、県内中小・小規模事業者の資金繰りを強力に支援することとしています。そのため、後年度に多額の歳出が発生する見込みであり、県財政への深刻な影響が懸念されます。

また、前橋市や高崎市など県内市町村の一部においては、市町村独自の支援策として、利子補給や保証料補助を実施する制度融資を設け、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の資金需要に迅速に対応してきました。

これは、国の施策である民間金融機関を活用した実質無利子・無担保の融資と趣旨を同じくしており、こうした市町村における取り組みについても、適切な財政支援がなされることが適当と考えます。

上記を踏まえ、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、地域の実情を踏まえた独自の支援策の実施に係る必要な財源を措置いただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小・小規模事業者を支援するため、市町村が実施する制度融資も都道府県と同様に取り扱い、利子補給や保証料補助について、国による交付金での支援を行っていただきたい。

(産業経済部)

57 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向けた防災・減災対策の推進について

〔内閣府、総務省、財務省、国土交通省〕

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように、地震や水害等により甚大な被害を度重なり受けてきました。

本県においても、昨年台風第19号の襲来により、下仁田町で県内観測史上最大となる609mmの降雨量（24時間）を記録するなど、吾妻、西毛地域を中心に甚大な被害が生じ、県民の尊い命と財産が奪われました。

このように、気候変動等の影響により大規模な気象災害が頻発・激甚化する中、我が国の気象災害は新たなステージへと移行しており、こうした新たな脅威に対応した、「平時からの備えと災害時にも機能する強靱な防災インフラの整備」は、今日の行政の最重要課題となっています。

このため、本県では、令和元年12月27日に都道府県初となる「気象災害非常事態宣言」や、「ぐんま5つのゼロ宣言（2050宣言）」を行ったところです。

具体的には、「全国で最も災害リスクが低く、安全な暮らしと安定した経済活動が可能な群馬県」を目指し、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向け、令和2年度からの5か年で集中的、緊急的にハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力に推進していきたいと考えています。

ついては、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向けて全力で取り組んでいますが、頻発・激甚化する気象災害に対する抜本的な対策としては、なお十分とはいえないことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・持続的に確保していただきたい。
- 2 防災・安全交付金などの既存の交付金制度や地方債について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、制度の恒久化、対象の拡大、要件

の緩和等支援の拡充を図っていただきたい。

【国の支援の恒久化・拡充】

- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も必要な予算・財源を安定的に確保し、これまで以上に地方が進める強靱な国土づくりを強力かつ継続的に支援していただきたい。
- ・防災・減災、国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の恒久化や、起債制度の拡充を図っていただきたい。

3 地方が進める防災・減災、国土強靱化を総合的に支援する「大規模特定河川事業」「特定土砂災害対策推進事業費補助」「道路改築補助」「道路メンテナンス事業補助」「防災・安全交付金」などの予算を十分に確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分を行っていただきたい。

【群馬県河川事業】

- ・台風第19号で被害が生じた河川の堤防嵩上げ（八瀬川 など）
- ・社会経済の壊滅的な被害を回避する河川改修（利根川 など）
- ・洪水監視体制の強化（危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ）

【群馬県砂防事業】

- ・要配慮者利用施設の保全（下町南沢 など）
- ・緊急輸送道路など重要交通網の寸断防止（中井沢 など）

【群馬県道路事業】

- ・道路防災施設の整備、インフラの老朽化対策と耐震化
- ・緊急輸送道路や市街地などの無電柱化
- ・上信自動車道（吾妻西バイパス^{あがつまにし}、吾妻東バイパス^{あがつまひがし}、吾妻東バイパス2期、長野原嬬恋バイパス）
- ・西毛広域幹線道路^{せいもう}
- ・重要物流道路の指定（上信自動車道^{じょうしん}、東毛広域幹線道路^{とうもう}、西毛広域幹線道路^{せいもう} など）

4 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に資する、直轄国道事業や直轄河川・砂防事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に推進していただきたい。

【直轄河川・砂防事業】

- ・ 休泊川排水機場の排水ポンプの増強
- ・ 利根川、渡良瀬川、^{からす}烏川河川改修
- ・ 浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・ ^{ゆずりはら}譲原地区地すべり対策事業 など

【直轄道路事業】

- ・ 一般国道17号^{じょうぶ}上武道路4車線化、^{あやど}綾戸バイパス、^{みに}三国防災
- ・ 一般国道50号^{まえはしかさかけ}前橋笠懸道路4車線化
- ・ 上信自動車道^{しづかわにし}(渋川西バイパス) など

(県土整備部)

(総務部)

58 上信自動車道の早期完成及び八ッ場ダムを活用した「水源地域」と「首都圏」の交流促進について

〔国土交通省〕

上信自動車道は、「水源地域」と「首都圏」を結ぶインフラの一部として重要な役割を担うとともに、高速道路のない吾妻地域の観光や産業経済の活性化に資するばかりでなく、高度救命救急を県央地域の中核的な医療施設に依存せざるを得ない吾妻地域にとって、まさに住民の命の綱とも言える極めて重要な道路です。

また、八ッ場ダムは、利根川の洪水調節や新規都市用水の供給など、「首都圏」の安心・安全の確保を目的としており、70年に及ぶ時を経て、ようやく完成を迎えました。

建設までの長い歴史の中で、ダム建設地である上流の「水源地域」と受益地である下流の「首都圏」とでは、ダム事業の促進や水源地域のPRを兼ねて、都県毎に子供たちによる上下流交流事業が行われ、相互理解の促進が図られてきました。

については、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 上信自動車道は、八ッ場ダムの生活再建はもとより、吾妻地域において極めて重要な幹線道路であるため、県事業について予算の重点的な配分をするとともに、接続する直轄事業区間である渋川西バイパスについても、必要な予算を十分確保し、早期完成を図っていただきたい。
- 2 気候変動による大規模な気象災害が懸念される中、八ッ場ダムを通じて結ばれた「水源地域」と「首都圏」の住民が、防災意識の醸成や水資源の重要性の理解を促進するため、インフラツーリズム拡大の観点も踏まえた上で、ダム周辺地域を学習の場として活用する手法を確立していただきたい。

(県土整備部)

59 地方鉄道の安全輸送に係る財源の確保について

〔国土交通省〕

本県には、中小私鉄の上毛電気鉄道・上信電鉄と、第三セクター鉄道のわたらせ渓谷鐵道があります。

これらの地方鉄道は、通勤・通学をはじめ自動車を使えない住民にとって日常生活の重要な足であり、近年増加している訪日外国人等の観光地への移動手段としても、地域社会に大きく貢献しています。

しかし、過度な自動車依存や人口減少・少子化の進行による利用者の減少、自然災害の度重なる発生により、鉄道事業者の自助努力や県・沿線自治体の多大な支援にもかかわらず、経営は極めて厳しい状況にあります。

この状況の下、令和元年度に続き2年度においても、国の財源不足を理由にした国庫補助率の引き下げは、鉄道事業者の経営再建計画や、国の補助不足額も支援している県・沿線自治体の財政計画に大きな影響を及ぼしています。また、これまで協調支援をしてきた自治体間で、追加支援に対して足並みが揃わない事態も招いています。

地方鉄道では、鉄道設備の老朽化等の対策が喫緊の課題であり、安全輸送に支障をきたしかねません。

については、地方鉄道の維持・存続を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 赤字地方鉄道の安全輸送を支えるために重要な車両更新・検査、設備整備等に対し、必要な予算を十分確保し、全ての補助事業について従前の補助率（1／3）を維持していただきたい。

(県土整備部)

60 地域公共交通事業者への支援について

〔内閣府、財務省、国土交通省〕

本県には、中小私鉄事業者として3社、乗合バス事業者として29社（674系統）の公共交通機関があります。

これらの公共交通機関は、通勤・通学をはじめ自動車を使えない住民にとって日常生活の重要な足であり、近年増加している訪日外国人等の観光地への移動手段としても、地域社会に大きく貢献しています。

しかし、今般の新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のための不要不急の外出・移動の自粛や、学校の一斉休校措置による利用者の減少等に伴い、公共交通事業者の自助努力や県・市町村の支援にもかかわらず、公共交通事業者の経営は極めて厳しい状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各業界が自粛を求められている中でも、住民の移動を確保するために公共交通機関は運行の継続を求められており、利用者及び収益が減少している状況であっても、運行本数の大幅な減少は難しく、運行に係る経費の縮小は難しい状況です。

については、公共交通の維持・存続を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための外出自粛や休校措置により、利用者が減少したことに伴う減収分への支援や財政措置を図っていただきたい。

(県土整備部)

61 教職員定数改善の促進について

〔文部科学省〕

群馬県では、児童生徒の実態を踏まえ、より質の高い教育の実現のために、「ぐんま少人数クラスプロジェクト」として、県単独予算により、小学校第1・2学年30人以下、第3・4学年35人以下、中学校第1学年35人以下の少人数学級を実現するとともに、小学校の複式学級が8人以下となるように教員を加配しています。

近年の知識・情報・技術をめぐる急速な高度化やグローバル化の進展等により、社会の変化を予測することが難しくなっており、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。また、各学校においては、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、日々授業改善に取り組んでいます。このような状況に対応するためには、学校の指導・運営体制の充実を図り、教員の働き方改革を進め、質の高い教育を実現していくことが必要不可欠です。

さらに、現在、社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況にあります。このような中、学校においては感染症対策を徹底し、「密集」を回避するため、「新しい生活様式」に基づいて、児童生徒の間隔をとり、身体的距離を確保した座席配置が必要です。

公立学校教職員の定数改善の一層の推進は、児童生徒の健康で安全な生活を保障した上で、多様な子供たち一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな教育を実現するために最も有効な環境整備であり、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上においても重要です。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を以下のとおり改正していただきたい。

(1) 小学校第1・2学年を30人以下学級、小学校第3学年から第6

学年までを35人以下学級にする。

(2) 中学校の全学年を35人以下学級にする。

(3) 小学校第2学年から第6学年の複式学級においても、児童数を8人以下とする。

2 新たに、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び公立高等学校等教職員定数改善計画を早期に確定し、着実に実行していただきたい。

3 小学校教科担任制を推進するための小学校専科教員及び感染症対策により純増する教員の多忙化解消に向けたスクール・サポート・スタッフの配置を拡充していただきたい。

(教育委員会)

62 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の 確立・運営について

〔文部科学省、厚生労働省〕

SNS等を活用した相談体制については、現在、都道府県及び指定都市を中心に、文部科学省の事業を活用して構築への試行が行われているところですが、いじめを含む様々な悩みや不安を抱える生徒が気軽に相談でき、問題の深刻化の防止に一定の効果が見られています。

今年度については、臨時休業が長期にわたり、早期に生徒の心のケアを行う必要があったことから、昨年よりも約3か月前倒しして開設し、臨時休業中に事業を開始したところです。

一方、SNS等を活用した相談体制の構築事業に取り組んでいる自治体内に居住しているものの、域外の学校に通っていることにより、相談の機会が与えられない生徒も存在します。全国の中高生等に等しく相談の機会が与えられる必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 SNS等を活用した相談体制について、国により、全国の生徒を対象とした制度を創設し、運営していただきたい。

(教育委員会)

63 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について

〔文部科学省、内閣府〕

国の令和元年度補正予算で示された「GIGAスクール構想」においては、Society 5.0時代に生きる子供たちにとってPC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとされ、令和の時代における学校の「スタンダード」である児童・生徒1人1台端末環境の整備を推進することとされました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育現場にも大きな影響を及ぼしており、約3か月にわたった学校の臨時休業による学習の遅れに対して、国と地方公共団体が一丸となって対応する必要があります。そのような中、国の令和2年度第1次補正予算では、令和5年度の達成を目指していた端末整備を令和2年度に前倒しすることとなりました。

本県においては、「GIGAスクール構想の実現」事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県と市町村が連携して小学校から高等学校まで、早期に1人1台端末整備を実施することとしています。この整備により、「1人1台端末」の環境は実現されますが、整備完了後に必要となる、ソフトウェアや端末の更新、端末の保守等に係る経費が学校設置者の負担となっています。また、家庭学習のための通信費の負担についても、ICT環境を運用する上で課題となっています。については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 学校教育のICT化を推進するに当たっては、端末や学校ネットワーク環境の整備を加速するのみならず、今後その運用及び更新に係る経費に対しても、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

64 学校給食事業者に対する支援について

〔文部科学省〕

給食事業者は、児童生徒に安価で栄養バランスのとれた食事を提供する給食制度を支える重要な社会的役割を果たしています。

本県では、近年の児童生徒数の減少等により給食事業者の経営環境が厳しさを増しており、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした3月2日以降の学校臨時休業に伴い、給食事業からの撤退を表明する事業者も現れています。

3月10日に文部科学省が創設した「学校臨時休業対策費補助金」では、3月2日から春季休業期間までの補償が補助対象とされたことにより、県内の各学校設置者(市町村)は積極的に当該補助金を活用し、給食事業者への支援(3月分の補償)を実施することになっています。

その後、国では、「地方創生臨時交付金」が創設され、地方の様々な取組に対する支援を強化していただいたが、県内の市町村においても、感染拡大防止や地域経済の維持等のため幅広い対策が求められており、4月以降の給食事業者に対する支援が難しい状況もあります。

6月に入り学校が再開されましたが、安定的に給食を維持していくことは全国共通の課題であり、厳しい経営状況にある給食事業者が、給食事業を継続していくためには、全国一律の支援制度が必要であると考えています。

そこで、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 「学校臨時休業対策費補助金」の継続・拡充

当該補助金は、3月2日から春季休業の期間における諸経費の補填を対象としましたが、臨時休業の延長が5月以降にまで及んだ全国的な状況に鑑み、4月以降の臨時休業の期間に対する諸経費の補填にも配慮していただきたい。

2 臨時休業が長期化した時の対処方針

指定物資である外国産脱脂粉乳を使用した給食パンについては、関税法上の制限から、給食以外での活用が制限されていますが、給食食材の有効活用を図るため、制限を緩和していただきたい。

(教育委員会)

65 高等学校卒業者の進学について

〔文部科学省〕

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県立学校においては、約3か月間の臨時休業を実施したことにより、この間実施できなかった教育活動の遅れを最大限取り戻すための対策が求められています。このような中、特に、学習の遅れについては、県教育委員会として示した指針に基づき、各学校における様々な工夫によって生徒の学力の保障に努めているところです。また、学校の再開状況も都道府県によって異なっており、大学入学共通テストを含む大学入学者選抜について、臨時休業による学習到達度の地域差や現役生と既卒者との間に格差が生じることが想定されます。

さらに、感染拡大による景気低迷等の影響で家庭の経済状況が悪化し、大学等の入試に係る出費が大きな負担となる家庭が相次ぐ事態等も懸念されます。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 大学等の入学者選抜について、既に「令和3年度大学入学者選抜実施要項」が示されたところですが、地域ごとの臨時休業期間の違いによる学習到達度の差や現役生と既卒者との格差等が懸念されていることに配慮した具体的な対応を行うよう、大学入学共通テストを実施する大学入試センター及び全ての大学設置者に対して、引き続き国から働き掛けを行っていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭の経済状況が急変した生徒が、大学等への進学を諦めざるを得ない状況にならないよう、入学試験に際しての受験料の一部免除や、遠方へ受験に行く必要のある受験生への旅費の補助などの経済的な支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

66 関係機関が連携した自然体験活動の推進について

〔文部科学省〕

自然体験などの体験活動は、豊かな人間性、自ら学び考える力などの生きる力の基盤、成長の糧としての役割が期待されており、子どもたちにとって必要不可欠なものです。

こうした活動については、これまでも、国公立の青少年教育施設や民間団体等がそれぞれに工夫を施し、連携協力しながら、子どもたちに様々な体験の機会を提供してきました。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症対策のため、公的施設は休館し、民間団体も事業中止やキャンセル、活動自粛によって、子どもたちが自然体験をできる機会が著しく減少しました。また、民間団体の経営にも大きな影響を及ぼし、これからの自然体験活動の受け皿の縮小につながることを懸念されています。

一方、学校の休業や外出自粛が続き、子どもたちに閉塞感が漂う中、今後、こうした活動を積極的に展開することで、子どもたちの元気を取り戻し、健やかな成長を図ることが極めて重要となります。

今般、国の第一次補正予算成立を踏まえ、国による「子供の自然体験活動推進全国キャンペーン」が実施されることとなりましたが、こうした取組みは、民間団体のノウハウを生かしながら、関係機関が一体となって、全国的に気運を高める効果的な活動です。

これを一時のイベントに終わらせることなく、継続して実施していくことで自然体験活動の基盤が強化され、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することが期待されます。

そこで、今後とも行政と民間が協働して自然体験活動を推進していけるよう、本事業の継続した展開など、全国的な振興策の実施について特段の御配慮をいただきたい。

(教育委員会)

67 外国人児童生徒への教育の充実について

〔文部科学省〕

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、小中学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒数も年々増加しています。

また、平成31年4月の改正入管法の施行により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、将来的に家族帯同による外国人の子どものさらなる増加が想定されることから、外国人との共生社会の実現に向けて教育環境の整備等が求められています。

このような状況の中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を令和元年12月に改訂し、外国人の子どもに係る対策として、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保や学習支援に係る教員等の資質能力向上のための施策を明示しています。

外国人が多く定住している地域(集住地域)等では、既に独自の日本語指導のためのカリキュラムを作成し、受け入れ体制づくりが進んでいる所が多いものの、国籍や使用言語の多様化により従来のノウハウが通用しなかったり、文化の違いから来る様々な課題も発生しています。

外国人との共生社会の実現に向け、外国人児童生徒が将来地域の一員として活躍できるようになるためには、上記のような課題を踏まえながら、就学を促進し、義務教育として必要な力を育てるための学習支援や日本語指導がどこの地域でも受けられるような体制整備が不可欠であるため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る補助金の確保を強く要望します。

(教育委員会)

68 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について

〔文部科学省、厚生労働省〕

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援や就労支援など、総合的な対策を行う必要があります。

また、障害者法定雇用率が平成30年4月から2.2%となり、さらに令和3年4月までに2.3%まで引き上げられ、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることから、中小企業を中心とした企業に対する支援施策のさらなる充実が求められています。

については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用の悪化も予測されていますが、障害のある生徒が、高等部卒業後、地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 障害のある生徒の就業体験の円滑な実施のための環境整備及び卒業後の就労先確保のための仕組みを構築していただきたい。

(教育委員会)

